

ロザリンド・ハーストハウス (Rosalind Hursthouse)

「規範的な徳倫理」 (Normative Virtue Ethics)

[主要論点] : 河谷 淳 (駒澤大学)

[主要論点]

ロザリンド・ハーストハウス (Rosalind Hursthouse) の論文「規範的な徳倫理 (Normative Virtue Ethics)」の主要なねらいは、彼女自身が序論で述べるように、「徳倫理は私たちが何をなすべきかを教えてくれはしない。そもそもそんなことはできないからだ。したがって、それは義務論や功利主義に対する規範としての競争相手にはなりえない」 ('Virtue ethics does not, because it cannot, tell us what we should do. Hence it cannot be a normative rival to deontology and utilitarianism.') という趣旨の徳倫理批判に対して、それに再反論を加えることで徳倫理を擁護しようとするところにある。その目的を達成するために彼女はこの論文で徳倫理批判の論点・論拠を丁寧に分析・検討しながら、そこで挙げられる難点が実は徳倫理に固有なものではなく義務論や功利主義にも同様の難点があることを明らかにした上で、徳倫理の規範としての可能性を探っていくことになる。

まず、第1節「正しい行為 (Right Action)」でハーストハウスが採る具体的な戦略は、「正しい行為」をどのように特定できるのかという観点からすれば、「私たちが何をなすべきかを教えてくれない」という批判は義務論にも功利主義にもあてはまることを指摘することである。そのことを明らかにするために、彼女はまず (行為) 功利主義 (U) と義務論 (D) とをそれぞれ次のような仕方で定式化する。

U1. ある行為が正しいのは、それが最善の帰結を促進する場合であり、かつ、その場合に限る。

(An action is right iff it promotes the best consequences.)

U2. 最善の帰結とはそこで幸福が最大化される (happiness is maximized) もののことである。

D1. ある行為が正しいのは、それが正当な道德規則・原則に一致している場合であり、かつ、その場合に限る。

(An action is right iff it is in accordance with a correct moral rule or principle)

D2. 正当な道德規則 (原則) とは

(i) 以下のリストに挙げられているものである (そして、この後にリストが続くことになる)

または、(ii) 神によって私たちに課せられたものである

または、(iii) 普遍化可能 (universalizable) なものである

または、(iv) すべての理性的存在者 (rational beings) の選択の対象となるようなものである。

これに対して、徳倫理 (V) の第一前提は次のように定式化されている。

V1. ある行為が正しいのは、それが、有徳の行為者がその状況で特徴的に（つまりその人柄に即して行為しながら）なすようなことである場合であり、かつ、その場合に限る。

(An action is right iff it is what a virtuous agent would characteristically (i.e. acting in character) do in the circumstances.)

ここでの議論のポイントは、徳倫理のこの第一前提(V1)がいかなる実践的な指針も与えてはくれないという理由で批判されるのだとすれば、同様の批判が功利主義や義務論者の前提にも向けられるはずだということである。なぜなら、徳倫理が「有徳の行為者 (a virtuous agent)」を特定しなければならない一方で、功利主義は第二前提(U2)において何が「最善の帰結 (the best consequences)」とみなされるべきかを特定しなければならないし、義務論はその第二前提において何が「正当な道德規則 (a correct moral rule)」とみなされるべきかを特定しなければならないからである。

だが、それでもなお V1 は行為の指針たりえないという批判がなされるかもしれない。しかしながら、ハーストハウスによれば、私たちが道徳的判断に迷った場合に有徳の人たちから助言を得ようとする事実を単刀直入に説明することができるのはまさに徳倫理であり、さらに、正直 (honesty) ・思いやり (charity) ・正義 (justice) といった具体的な徳に照らし合わせることで有徳の行為者が個別の状況でどのように振る舞うかを理解することは充分可能である（こうした徳のリストに「貢献心を人生モードに設定」することを加えることはできるかもしれない）。例えば、約束を破ることで利益が得られる場合であっても、そうすることは不正な行為であるがゆえに、そのような場合でも有徳の行為者が約束を破ることはないであろう。

次に、第2節「道德規則 (Moral Rules)」でハーストハウスが標的とするのは「徳倫理はいかなる規則ももたらさない」という徳倫理批判の論点である。というのも、第1節で見たように、実際には具体的な徳に照らせば、例えば「正直に行為せよ (Act honestly)」といった規則がもたらされるように思われるが、反論者はそれを義務論や功利主義の規則とは異なり正当な規則とは認めない可能性があるからである。ハーストハウスはここでも反論者たちがそのように考える根拠を問い詰め、それらがそれほど説得力のあるものではないことを明らかにしようと試みる。

第一に、義務論的な規則が「価値評価的な (evaluative)」語彙を含んでいないのに対して徳倫理は含んでいるという論拠は、義務論者の規則を突き詰めて検討すれば、彼らにしても規則のうちで価値評価にコミットしている以上、成り立たない。例えば、義務論者にとって、「殺すなかれ (Do not kill)」という規則は、より正確には、「無辜の人を殺すなかれ (Do not kill the innocent)」のことでありうる。

第二に、子どもに教えることができるのはその理解力からして徳倫理の「内容の詰まった (thick)」概念などではなく義務論的な規則だけであるという論拠にしてみても、「弟にはやさ

しくしてあげなさい (Be kind to your brother) 」などの、義務論者でも認めるような子ども向けの具体的な命令内容を考えてみれば事実にはそぐわない。しかし、だからといって、徳倫理が義務論的な規則の有用性そのものを否定するわけでもない（この点で徳倫理は義務論と手を結んで功利主義に対抗しうる）。徳倫理が義務論と異なるのは、私たちが嘘についてはいけないのは、あくまでそれが不正 (unjust) であつたり友情の裏切り (betrayal of friendship) であつたりするからだと説明する点においてである。

第3節「衝突の問題 (The Conflict Problem)」では、徳倫理を批判する際に持ち出される道徳的な衝突の問題が吟味・検討される。その批判によれば、徳倫理においては二つの徳が正反対の相容れない行為を同時に推奨する場合があります。例えば、人を傷つける真実を正直という徳は語るように促すが、親切 (kindness) という徳はむしろそのような真実を語らないように促すかもしれない。だが、この矛先は同様にして義務論にも向けられることになる。どうもの、例えば、義務論において「真実を語れ (Tell the truth)」と「他者に危害をなすことなかれ (Do no harm)」とは衝突するかもしれないからである。

ハーストハウスの診断によれば、義務論はこうした衝突が単に見かけだけのものだとして自らの立場を擁護しようとするが、徳倫理も同様の戦略を採用することは可能である。つまり、そうした衝突は徳を表示するさまざまな語彙の誤った適用によって引き起こされるような、あくまで表面的なものである。というのも、例えば、人を傷つけるような真実を隠蔽したところで親切であることには必ずしもならないからである。また、「この状況で私は何をなすべきか」という問いにひとつの答えがあるにもかかわらず行為者がその答えを知らない場合があるという事態は、アリストテレスが主張するような（数学的知識とは性格が異なる）道徳的知識 (moral knowledge) の要請ひいては徳の教授不可能性という主張にとってはむしろ有利にはたらくことになる。

第4節「ディレンマと規範の理論 (Dilemmas and Normative Theory)」では、道徳的ディレンマの問題についてさらに検討が加えられる。規範倫理が科学理論と比較してどの程度に「理論 (theory)」たりうるか、あるいは、そうあるべきなのかについては論争がある。ハーストハウスは、規範倫理と道徳的ディレンマの関係について少なくとも次のような三つの選択肢がありうると分析している。

- 1) 規範倫理は、道徳的ディレンマには解決があるはずであり、それを与えることが当該の規範倫理の仕事であるという信念のもとに道徳的ディレンマについて考えるよう私たちを導くべきである。
- 2) 規範倫理は、道徳的ディレンマをはじめとして、Wiggins が言うところの「絶対的に決定不可能な問題 (absolutely undecidable questions)」の可能性のあることをあらかじめ自らのうちに組み入れているべきである。
- 3) 規範倫理は、この問題について当該の規範倫理の二人の支持者の間で理解可能な齟齬があ

ることを許容できるほど十分に柔軟な(flexible)ものであるべきではある。

ここでハーストハウスが主張しようとしているのは、義務論や功利主義がどの立場を採るかは措くとしても、少なくとも徳倫理は第三の立場を調停できるはずだということである。そこで、彼女が検討するのは次のような思考実験である。

今、有徳の行為者の候補が二人いて、一方がAをなし、他方がBをなしたとしよう。この場合、a)解決不可能なディレンマなどないと信じる人たちは一方の行為者に徳が欠けていると言うことであろうし、他方で、b)解決不可能なディレンマがあると信じる人たちは、両方の行為者が単なる候補者であるばかりではなく実際に有徳であると想定することができるであろう。したがって、このような思考実験によれば、a)解決不可能な道徳的ディレンマなどないと信じるのであれ、b)解決不可能な道徳的ディレンマがあると信じるのであれ、そのいずれにしても徳倫理は両方の場合を調停しながら成立しうることになる。

ハーストハウスによれば、このようにして徳倫理の枠組みで解決不可能な道徳的ディレンマを認めることは、ディレンマに直面した有徳の行為者がコインを投げて(coin-tossing)行為選択を決定することを容認するわけでは断じてない(なぜなら、それは、無責任(irresponsible)または軽率(light-minded)であり、有徳であることに反するからである)。また、徳倫理において道徳的ディレンマを認めることは道徳的な多元論(pluralism)に譲歩することを意味するわけでもない(なぜなら、異なる行為決定をした二人の有徳の行為者はあくまで同じ道徳的見解を共有した上で相手の道徳的理由を認めているのだからである)。

この論文の目的は、その冒頭でも述べられていた通り、「徳倫理は何をなすべきかを教えることができないがゆえに功利主義や義務論に対する、規範としての競争相手にはなりえない」という徳倫理批判の吟味・検討であった。ハーストハウスが徳倫理批判の論拠を逆手に取ってそれらが功利主義や義務論にも向けられることを明らかにしたかぎりにおいて、この目的は部分的には達成されたように見える。

しかしながら、結論部においてハーストハウス自身が認めるように、徳倫理擁護に向けてこの論文がもたらす効力は次のような点においてあくまで限定的なものである。第一に、結局のところ、徳倫理が「私たちが何をなすべきか」を教えることができるということを彼女はこの論文で積極的に結論づけているわけではない(むしろ、そのためには、さらに道徳的知恵(moral wisdom)が行為者に必要であることを彼女は認めることさえしていた)。第二に、徳倫理があらゆるディレンマを解決できると主張しているわけでもない。むしろ、ハーストハウスがこの論文で示唆していたのは、实在論にまつわる異なる見解を調停できるほどに十分に柔軟な、規範倫理・理論としての徳倫理の成立可能性である。